

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年5月26日(2011.5.26)

【公開番号】特開2009-526(P2009-526A)

【公開日】平成21年1月8日(2009.1.8)

【年通号数】公開・登録公報2009-001

【出願番号】特願2008-160829(P2008-160829)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/03 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/03 3 2 0 K

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月11日(2011.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

X線コンピュータ断層撮影装置におけるファンビームのコリメーションのために2つの終端位置間で移動可能な少なくとも1つの遮蔽装置(8)を備え、遮蔽装置(8)の第1の終端位置においてファンビーム(33)を実質的に遮蔽しないコリメータ装置であって、遮蔽装置(8)の第2の終端位置においてファンビーム(33)を半分よりも多く遮蔽するコリメータ装置。

【請求項2】

遮蔽装置(8)が2つの絞り部材(12)を含み、各絞り部材(12)がそれぞれの第2の終端位置においてファンビーム(33)を半分よりも多く遮蔽する請求項1記載のコリメータ装置。

【請求項3】

遮蔽装置(8)が2つの絞り部材(12)を含み、各絞り部材(12)がそれぞれの第2の終端位置においてファンビーム(33)を完全に遮蔽する請求項1又は2記載のコリメータ装置。

【請求項4】

遮蔽装置(8)が前置絞り(14)および移動可能なスリット板(16)を含み、スリット板(16)は第2の終端位置においてファンビーム(33)を完全に遮蔽する請求項1記載のコリメータ装置。

【請求項5】

遮蔽装置(8)はX線束により検出すべき対象(50)の走査過程の開始位置および/または終了位置において閉じられている請求項1乃至4の1つに記載のコリメータ装置。

【請求項6】

遮蔽装置(8)が直線駆動装置を有する請求項1乃至5の1つに記載のコリメータ装置。

【請求項7】

直線駆動装置が、スピンドルを有する回転モータ、リニアモータまたはピエゾモータである請求項6記載のコリメータ装置。

【請求項8】

遮蔽装置(8)の開きが走査過程において変化させられる請求項1乃至7の1つに記載

のコリメータ装置の制御方法。

【請求項 9】

遮蔽装置（8）の開度の変化が連続的に行なわれる請求項8記載の方法。

【請求項 10】

遮蔽装置（8）は、走査過程の開始時に閉じられている請求項8又は9記載の方法。

【請求項 11】

制御装置が走査位置と遮蔽装置（8）の開度との連動を有する請求項1乃至7の1つに記載のコリメータ装置の制御装置。

【請求項 12】

X線源と、請求項1乃至7の1つに記載のコリメータ装置と、遮蔽装置（8）の開き幅を調節するための制御装置と、X線源およびコリメータ装置に対向して配置されその間に存在する検査対象（5）に基づいて変化されるX線を検出するX線検出器と、検査対象（50）の再構成のための画像再構成装置とを有するX線による対象の検査のためのX線コンピュータ断層撮影装置。

【請求項 13】

X線検出器が多列X線検出器または平面X線検出器である請求項12記載のX線コンピュータ断層撮影装置。

【請求項 14】

画像再構成装置が3D画像再構成装置である請求項12又は13記載のX線コンピュータ断層撮影装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

コリメータ装置の制御方法に関する本発明の実施態様は次の通りである。

- ・ 遮蔽装置の開度の変化が連続的に行なわれる（請求項9）。
- ・ 遮蔽装置は、走査過程の開始時に、狭いファンビームしか対象に入射しないようにほぼ完全に閉じられている（請求項10）。